

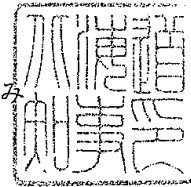
法人第3186号指令

札幌市中央区北三条西七丁目1番地
財団法人北海道漁協福祉共済会

平成24年12月27日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定する。

平成25年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ



(総務部法人局法人団体課公益法人グループ)

別紙

1. 法人コード：A007510
2. 法人の名称：財団法人北海道漁協福祉共済会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人北海道漁村振興協会
4. 代表者の氏名：櫻庭 武弘
5. 主たる事務所の所在場所：
札幌市中央区北三条西七丁目1番地
6. 公益目的事業
(1) 漁村地域の自然環境の保全活動や生活環境の改善活動を行う団体の事業への助成
7. 収益事業等
(1) 水産業協同組合等役職員・組合員のための共済事業の事務受託事業
(2) 役職員弔慰育英金給付事業
(3) 役員退任功労金事業
8. 旧主務官庁の名称：北海道知事